技術職員名簿

前年に申請した技術職員名簿から 資格が変更された者は「(変更)」と 記入

審査基準日時点の満年齢を記入

	項	番	3		5	
数	8	1	0	0	1	F

通番	新規掲載者	氏 名	生:	年 月	F		審査 基準日 現在の 満年齢			業種 コード 3	有資材 区分 コー 5	習	2	終種 ード 10	[·資格 区分 ・ード	16 省受講	L	理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1	0	高崎 花子	昭和63 年	10	月	3 ⊨	35	8	2	0 5	0 0	1 2								0
2		高崎 太郎	昭和59 年	12	月	4 ⊨	39	8	2	0 1	2 1	4 2	2	9	2	1 4	2	(多	E 更)	0
3		豊後 次郎	昭和41 年	4	月	12 ⊨	57	8	2	0 1	0 0	2 2								0
4		豊後 太郎	昭和40 年	€ 9	月	10 E	58	8	2	0 1	1	3 1	0	5	1	1 3	1	舅	900123456	30
5		載されておらず、	等評価申請書の技 今回の審査基準日	で初め	て技術	析職		8	2				L							
6		日以上の恒常的な	ルた者(審査基準日 な雇用関係が必要)			_		8	2			CPD#	[位]	取得	数一				での換算単位数」と一 ・各認定団体の定義	
7		付す。 なお、評価の対象	は、 <u>35歳未満</u> の打	技術職	員のみ	·		8				表第1 上限は 数点第	t3C	とし	. #H1		Įか(3	0を	超えた場合は30とす	る。(小
8			年		月	E		8	2					- 7/	- 1E		1			
9			年	i.	月	E		8	2				ĺ							
10			每	申請	する事	複種につ	ナー いて、次の) (1):	から	③の¥	要件を全	て満	たす	-場:	きは	「1」を	. ~	ー れり	以外の場合は	
11			4	12]	を記入 法第1	する。 5条第2-	子イに該当	する	者	である	= =と(1 #	吸国 家	資	格者	相当					
12			4	3	審査基	準日時	格者証の 点で、法第	126	条(の4か	56の規	定に	よる	講習	の		限	内で	あること	
13			4	(※講	音を受講	した日の₹	里年	の 1	月1日	から51	手間	R4.	8.15	~₹	(正)			j	
14			年	1	月	E		8	2				Ι							
15			年	Ē	月	F		8	2											
16			年	Ē	月	E		8	2											
17			年	Ē	月	E		8	2											
18		技術職員名簿の確	認項目																	
19		 1. 追加職員等の配	在認																	
20		・前年度申請書と があれば、資格の	氏名、生年月 1日 章 類の法	日之	集種:	コード	及び有資	楺	区	分コ	ードを	比車	交、	新	たに	職	員の)追	加や資格の追	1,70
21																				
22		・新たに追加され 認する。(原則としること。)	て社会保険関係	系書	類に	て確認	するたと	め、	該	当す	る場1	合は	前	年月	更の.	社会	会伢	段	関係書類も添	付す
23																				
24		2. 常勤性確認																		
25			1月(社会性等)	رِيَّ إِنْ	須貝 。	.健康	保険及	Y.	[4	年	定保険	加え	ζđ	2有	無	が加	入.	有	り場合は、常葉	雌
26		・その他の審査項 確認として全員が行 ていない。																		
27		・加入無し又は適 いても技術職員名	用除外の場合 簿に記載があ	は、1 る場	金は、	台帳 、常勤	出勤簿 性を確認	部に 記す	よる	り常 。	勤性る	を確認	忍 ?	する	o f	大表	者、	事	業主、取締役	につ
28	H	※解体工事に係る技 経過措置終了以降										中田に	±7	**	ŧ₩	٠,٨٠				
29	H	<u>作题设置表 1 次件</u>	、 1人門・日 ▽ノ東工地	, g <u>(2</u>	<u>- 1'</u>	\W1.21	x		<u>~ 1'</u>	T '&	<i>-</i> 27021	×/131	<u> </u>	<u>. c </u>	<u>~ Ľ</u>	100				
30			年	<u> </u>	月	E		8	2											
							1		<u> </u>		1	ட	I	1_	ـــــا	- 1	1	<u> </u>		